

福島県建築関係工事特記仕様書【R5年10月版】

I 工事概要

1 工事名称					
2 工事場所	地内				
3 建物概要					

建物名称	構造	階数	延面積(m ²)	消防法施行令別表第1区分	備考
1					
2					
3					
4					

※詳細は工事概要書による。

4 電気設備工事概要

(本工事における工事項目ごとの概要を示すもので仕様を規定するものではない ○印を付けたものが該当項目となる)					
受電設備	配電盤	・屋内用	・屋外用	キュービカル式配電盤	・高圧スイッチギヤ
電力貯蔵設備	蓄電池	容量()kVA	・通常電源装置、受変電設備制御電源専用	・受変電設備制御電源専用	・非常用照明電源専用
	蓄電池	用途()	・非常用電源装置	容量()kW	・用途()
発電設備	原動機	()	発電機()相()基式	電圧()V 50HZ	
	定格出力	()kVA			
	太陽光発電装置	太陽電池アレイ公称出力()kVA			
	発電装置	()kVA			
中央監視制御設備	管理点数	()点	管理対象	・電力設備	・発電設備
				・防災設備	・給排水設備
				・昇降機設備	・空気調和設備

5 機械設備工事概要

(本工事における工事項目ごとの概要を示すもので仕様を規定するものではない ○印を付けたものが該当項目となる)					
空気調和方式	ダクト方式	・中央	各階ユニット	・FCU方式	
	FCU+ダクト併用方式			・パッケージ方式	
	吸収冷水機			・吸収冷水機ユニット	・マルチパッケージ型空気調和機
主要熱源機器	空気熱交換ヒートポンプユニット			・パッケージ型空気調和機	・ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機
換気設備	機械換気(有・無)				
排煙設備	機械排煙(有・無)				
自動制御設備	電気式	・電子式	・デジタル式		
給水設備	水道直達方式	・高層タンク方式	(・上水・井水・中水)		
	ポンプ直達方式	(・上水・井水・中水)	・増圧ポンプ方式		
排水設備	連続内の污水と離排水(・分便・合流)			ポンプ排水(・有(・湯水・雨水・離排水・汚水)・無)	
	污水放流水(・公共下水道)			污水放流水(・公共下水道・し尿消化槽)	
	排水機水放流水(・公共下水道)			・し尿消化槽	
消防設備	■屋内消火栓(・1号栓・2号栓)			■屋外消火栓	
	連結栓水(・連結栓水)			・スプリッターライズ	
	二酸化炭素消火			・ハロゲン化物消火	
ガス設備	新ガス系消火			・フード等簡易自動消火	
	都市ガス(①供給業者名)		②種別	③発热量	MJ/Nm ³

II 工事仕様

1 国面及び本特記仕様書に記載無し事項は、次による。

※「福島県建築関係工事共通仕様書」(福島県土木部)
 ※「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(令和4年版)」(国土交通省大臣官房官庁營繕部監修)
 ※「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和4年版)」(国土交通省大臣官房官庁營繕部監修)
 ※「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和4年版)」(国土交通省大臣官房官庁營繕部監修)

※「建築工事標準詳細図(令和4年版)」(国土交通省大臣官房官庁營繕部監修)
 ※「公共建築工事標準図(電気設備工事編)(令和4年版)」(国土交通省大臣官房官庁營繕部監修・環境監修)
 ※「公共建築工事標準図(機械設備工事編)(令和4年版)」(国土交通省大臣官房官庁營繕部監修・環境監修)

・「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(令和4年版)」(国土交通省大臣官房官庁營繕部監修)
 ・「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和4年版)」(国土交通省大臣官房官庁營繕部監修)
 ・「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和4年版)」(国土交通省大臣官房官庁營繕部監修)

・「公共建築改修工事標準仕様書(令和4年版)」(国土交通省大臣官房官庁營繕部監修)
 ・「建築物解体工事共通仕様書(令和4年版)」(国土交通省大臣官房官庁營繕部監修)
 ・「建築物解体工事共通仕様書(令和4年版)」(国土交通省大臣官房官庁營繕部監修)

なお、公共住宅建設にあつては、次を併せて適用する。
 ※「公共住宅建設工事共通仕様書(令和4年版)」(公共住宅事業者等連絡協議会編)

2 項目は、番号の前に○印、または番号に印の付いたものを適用する。適用しない項目等は斜線、印、または無印とする。

3 特記事項は、○印の付いたものを適用する。※印の付いたものを適用する。
 ○印と※印の付いた場合は、両方を適用する。
 ※印を適用しない場合は、に変えること。

4 形状寸法の単位は、特記した場合を除きミリメートルとする。

5 各章の特記事項がある〔県: 〕と表示されているものは、「建築関係工事共通仕様書」を示し、()書きは「公共建築工事標準仕様書」、〔 〕書きは「公共建築改修工事標準仕様書」の第1章番号である。

6 本特記仕様書に選択項目がない場合は、空欄等に仕様を記載する。

項目	特記事項
1 ○ 1 通用基準等	・共通仕様書(土木工事編) (福島県土木部) ※ 建築工事、電気設備工事、機械設備工事、建築改修工事監理指針 (国土交通省大臣官房官庁營繕部監修) ※ よくまと共通仕様等ニバーサルデザイン指針 ※ 建築工事標準仕様書・同解説(日本建築学会) (適用工種・全工程・一部工種(JASS)) ※ 建築関係工事における週休2日促進工事実行要領 ※ 建築工事における入札時積算数量書活用方式試行要領 ※ 建築工事実施要領 ※ 建設キャリアシステム活用工事実施要領
一般共通事項	・下記以外は図示等による。 (1) 工事車両の駐車場 (※構内・()) (2) 貨物置き場 (※構内・()) (3) 建設発生土(埋戻し、盛り土用)の仮置場所 (※構内・())
○ 2 施工条件	工事請負金が500万円以上の場合は適用する。
○ 3 工事実績データの作成、登録	※ 適用する・適用しない
○ 4 技能士	通用工事種別 鉄筋工事(鉄筋施工、鉄筋組立て作業) コンクリート工事(型枠施工) 鋼骨工事(柱)とび ブロック、ALCA・カルボン工事、PCカーテンウォール工事 防水工事(アスファルト防水工事業、合成ゴム系シート防水工事業、塗膜防水工事業、シーリング防水工事業) 石工事(石材施工(石張り施工)) タイヤレス(タイヤ掘削) 大工事(建築大工) 木造工事(建築大工) 屋根及び壁工事(建築板金(内外装板金作業)) 金属工事(内装工事施工(鋼製下地工事業)) 在り工事(在り工事(自立)) 造具工事(サンドペーパー施工、ガラス施工、自動ドア) 造設工事(塗装(塗装板金作業)) 内装工事(ラバーフック仕上げ工事業、ボード仕上げ工事業、ボード仕上げ工事業、壁紙(壁紙作業)、壁紙(壁紙作業)、壁紙(壁紙作業)) 壁紙工事(造園) 配管工事(配管) 保護工事(熱絶縁施工) 冷却空気調和機器工事(冷却、冷却及び空気調和機器の据付及び整備) タグ製作及び取付(建築板金施工)
○ 5 イメージアップ	※ 通用する・通用しない
○ 6 発生材の処理	・通用する • 有傾度を要するもの • 現地において再利用化を図るもの
○ 7 監督員事務所	建設副産物の処理方法 建設副産物 处理方法 積算上の施設名称(※1)
○ 8 工事用表示板	・通用する・通用しない [県: 第1編 図1.3.1]
○ 9 施工壁標	・通用する (・設置は建築工事とする)・適用しない [県: 第1編 図1.3.3]
○ 10 色彩計画	※ 色彩計画あり (・図示・監督員との協議による)・色彩計画なし
○ 11 使用材料等	使用材料の製造所、製品及び施工業者は特記されたもの又は同等以上とする。 ただし、同等以上とする場合は、監督員の承認を受ける。 また、「建築材料・設備機材等品質性能評価基準」により評価された海外製造の建築材料・設備機材等についても同様扱いとする。
○ 12 特別な材料の工法	共通仕様書等に記載されてない特別な材料の工法は、監督員の承認を受けて、当該製品の指定工法による。
○ 13 風荷重等	※ 建築基準法に基づき定められた風速(V0) (m/sec) ※ 建築基準法に基づき定められた積算荷重 ()
○ 14 記録報告	工事履行報告書は、下記により提出する。 ※毎月1回・監督員の指示 内容 工事履行報告書、工事別工程進度表、主要材料搬入状況、当月の出来高状況、工事状況写真 添付書類 月間工程表、各工事の区分毎の社内検査報告書(写真含む)
○ 15 電子納品	電子結果品は、福島県電子納品ガイドライン(營繕工事編)による納品を行います。 対象書類 (※工事写真・施工計画書・完成図・その他()) ※検査用機器(パソコン、モニター等)は、受注者が準備する。 原則モニターのサイズは、21~24インチ程度とし、解像度はアスペクト比16:9の場合1920×1080以上、アスペクト比16:10の場合1920×1200以上とする。 ※工事写真のサムネイル一覧を提出する。
○ 16 完成時の提出書類	(1) 完成図面 (※提出する・提出しない)・黒表紙(金文字入) A4版(1部)・ハードファイルA4版(1部) 建築物の保全に関する書類 (※提出する・提出しない)・ハードファイルA4版(1部) 完成図 (※提出する・提出しない) A2版、A3版2つ折り製本(各1部) CADデータ、PDFデータ(1式) (※提出する・提出しない) (※CADデータ提出の場合には、オリジナルCADデータも提出のこと。 ※PDFデータとは、CADデータをPDF形式で保存したもの。)
○ 17 完成図(施工図及び施工計画書を除く)	第1編[総則]1.8.4[完成図その他]によるほか、下記による (1)種類及び記入内容 種類 記入内容
○ 18 設計CADデータ貸与	※ 有・無
○ 19 工事検査	提出写真 工事検査に際し、下記により写真を監督員に提出する。 着工前 工事中 竣工 部数 既済検査 ○ ○ ○ 1部 建工検査 ○ ○ ○ (O) (O) (O) 1部 (1部)
1 ○ 20 建設工事使用機械等	※ 建設工事による排出ガス対策建設機械を使用すること。 ※ 建設工事に伴う騒音振動対策技術指針に基づき、低騒音型建設機械を使用すること。 ※ 建設機械のアイドリングトップを実施し、その点検を行うこと。 ※ 図示による。BM土()
一般共通事項	工事施工に際し、既存部分を汚染又は損傷した場合は監督員に報告するとともに承諾を受けて現状に準じて補修すること。 工事区分 別表-1による。 施工図 設備機器の設置、取合いなどが検討できる施工図を提出し、監督員の承認を受けること。 ホルムアルデヒド放散量 ※ F☆☆☆☆又は規制対象外 本工事で使用する建築材料・設備機器等は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものとすること。また、再生資源利用できるものを積極的に使用すること。 電気工事法の適用除外となっている最大電力500kw以上の需要設備の工事においても、第1種電気工事により施工を行う。 (1) 火災保険 ※適用する (※保険期間:工期+14日・適用しない) (2) 法定期外の労災保険の付保 ※ 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。 関係官庁、電力会社等への手続きは、すべて受注者がこれを代行し、これに要する費用は受注者の負担とする。 ただし、特記ある事項は別途とする。
○ 21 設計GL	・総合的な設計を行う期間を設けること。 構造期間は、(・契約工期末の)日間 建設期間の初期供給開始時期は下記のとおりとする。なお、本工事後の電力基本料金は、ヶ月分とする。 ① 供給開始時期 前日 (契約工期末の)日前 ② 供給対象設備 (・無線機器類・空気調和設備機器類・ポンプ類・自動制御設備類)
○ 22 残存部分等への処置	・総合的施工調整を行う期間を設けること。 構造期間の初期供給開始時期は下記のとおりとする。なお、本工事後の電力基本料金は、ヶ月分とする。 ① 供給開始時期 前日 (契約工期末の)日前 ② 供給対象設備 (・無線機器類・空気調和設備機器類・ポンプ類・自動制御設備類)
○ 23 他工事との取合い	・総合的施工調整を行う期間を設けること。 構造期間の初期供給開始時期は下記のとおりとする。なお、本工事後の電力基本料金は、ヶ月分とする。 ① 供給開始時期 前日 (契約工期末の)日前 ② 供給対象設備 (・無線機器類・空気調和設備機器類・ポンプ類・自動制

		別表一 設備工事との工事区分表																						
施工条件	工事内容	建築工事			電気設備工事			機械設備工事			その他													
		電気関係	配電盤・制御盤の基礎	屋内	機械関係	屋上	屋外	架台、アンカーボルト	屋上設備(架台、アンカーボルトを除く)	屋外設備(架台、アンカーボルトを除く)	その他													
2 雷保護設備	(1) 建物等の雷保護設備 ※ 雷保護設備については、現場施工前に本工事、別途工事等を含めた施工図による検証を行い、設計図に基づく雷保護設備で保護できない場合は、監督員と協議すること。 (2) 適用JIS ・ JIS A 4201 : 2003(新JIS) ・ JIS A 4201 : 1992(旧JIS) ・ JIS Z 9290-1 : 2014 ・ JIS Z 9290-3 : 2014 ・ JIS Z 9290-4 : 2009 (3) 外部雷保護(旧JIS以外の場合) ※ 詳細は、図示(図面)による。 (4) 内部雷保護(旧JIS以外の場合) ※ 詳細は、図示(図面)による。 (5) 雷による電磁インパルスに対する機器の保護 ※ 詳細は、図示(図面)による。 (6) SPDを用いた雷サージ低減 ※ 詳細は、図示(図面)による。 ※ 雷保護設備がある既存建築物の屋上等に機器類を設置する場合は、雷保護領域内に納まることを確認すること。また、雷保護設備がない建築物でも屋上等に機器類を設置することにより、雷保護設備が必要になる場合があるので、確認すること。確認の結果、雷保護領域内に納まらない場合や新たに雷保護設備が必要になる場合は、監督員と協議すること。	5 施工条件	5 工事区分	※ 調整なし ・ 別途工事との工程調整が必要あり 調整項目 ・ 貨物等の流用 ・ 施工順序の調整 ・ 仮設及び工事用道路等の調整 ・ 図示による ・ その他 () ・ 建設機械等の調整	※ 制限なし ・ 制限有り ・ 制限する工種名 () ・ 施工時期 () ・ 土日祝日のみ ・ 時 ~ 時まで ・ 施工時間 () ・ 施工方法 () ・ 有 () 年 月 日 ・ 別紙のとおり) ・ 有 () : ~ : ・ 別紙のとおり) ・ 無 ・ 有 () : ~ : ・ 別紙のとおり) ・ 無 ・ 協議が必要な機器名 () ・ 協議完了見込み時期 () ・ 下記以外は図示等による。 (1) 工事車両の駐車場 (※ 構内 : ()) (2) 貨材置き場 (※ 構内 : ()) (3) 建設発生土(埋戻し、盛り土用)の仮置場所 (※ 構内 : ()) ・ 仮設ヤード ※ 無し ・ 有り (※ 図示による) ※ 施工方法の制限なし ・ 施工方法の制限有り ・ 驚音 ・ 振動 ・ 水質 ・ 粉じん ・ 排出ガス ・ その他 () ・ 施工方法等 ・ 施工方法名 () ・ 別途協議による ・ 図示による ・ 事業損失防止に関する調査 ・ 驚音測定 ・ 振動測定 ・ 水質調査 ・ 近隣住家の事前・事後調査 ・ 地盤沈下測定 ・ 調査箇所 ・ 図示による ・ 別途協議 ・ 調査時期 ・ 図示による ・ () ・ 近接公共施設等に対する制限 ・ 近接公共施設名等 () ・ 鉄道 ・ 電気 ・ ガス ・ 水道 ・ 電話 ・ その他 () ・ 制限を受ける工種 () ※ 着地内は禁煙とし、喫煙場所は別途協議による。 ※ 当該工事現場を使用した技術研修会の開催に関する依頼を受けた場合はこれに協力するものとする。	5 施工条件	※ 別表一の記入上の注意:「※を基本とし、他の备注工種が適用する場合には、○に変え、※を、に変えること。 また、空欄を適用する場合には○を記入し、※を、に変えること。」																	
3 東日本大震災の復旧・復興事業における積算方法等	1 資材調達 次の資材については、以下の調達地域から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合は、事前に監督員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類(実際の引伝料等)を監督員に提出するものとし、その費用について設計変更の対象とする。 <table border="1"><thead><tr><th>資材名</th><th>規格</th><th>調達地域等</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> 2 労働者確保 (1) 本工事は元請業者が必要とする共通費における、「共通仮設費のうち仮設建物費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象間接費」という)について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、建築関係工事積算基準(福島県土木部)に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、監督員と協議を行い、協議の結果より実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終積算変更時点に設計変更する(労働者確保に関する積算方法の試行工事)である。 官給費(共通仮設費における仮設建物費):労働者迎賓費・宿泊費・借上費 労務管理費:元請業者にかかる費用・賃金以外の食事・通勤費等に要する費用・福利厚生等に要する費用・純工事費に含まれない作業工具及び作業被服等の費用・安全・衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用・労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用 (2) 本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額(建築関係工事積算基準に基づき算出した額)における実績変更対象間接費について、その金額または率に占める割合は次のとおりである。 1) 共通仮設費に占める、実績変更対象間接費(常勤費):設計書に積上げ計上された金額 2) 我慢費に占める、実績変更対象間接費(労務管理費)の割合: % (3) 受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更を希望する場合は、実績変更対象間接費に係る費用内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書(様式1)」及び実績変更対象間接費について実際に支払った全ての証明書類(領収書、領收書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など)を監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 (4) 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。 (5) 発注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象工事費について実際に支払った額のうち、証明書類において確認された費用から、建築関係工事標準積算基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差引いた費用を加算して算出する。 なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって設計変更を行うものとする。 (6) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行ふ場合がある。 (7) 受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。	資材名	規格	調達地域等										6 特別措置に基づく市場単価の補正	6 工事区分	※ 本工事は、時間外労働時間を短縮するために必要な費用を単価に反映させるため、市場単価及び補正市場単価の補正をする。	※ 令和4年度の公共工事設計労務単価における特別措置を踏まえた建築関係工事に適用する市場単価の運用について							
資材名	規格	調達地域等																						
4 準備期間確保工事・フレックス工事	1 準備期間確保工事 準備期間確保工事における事務処理要領 この工事は準備期間確保工事であり、受注者は契約締結日から準備期間(○○日間)内に着工日を任意に設定できる。なお、契約の締結日までに別紙様式により、着工日(工事の始期)を通知すること。また、契約締結後に、受注者の準備が整った場合は、協議のうえ、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。 2 フレックス工事 フレックス工事実行要領 この工事はフレックス工事であり、受注者は発注者が示した工期までの間で、工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約の締結日までに別紙様式により、工事の始期及び終期を通知すること。 3 着工届の提出 着工届は、着工後速やかに提出すること。 4 コリンズの登録 受注時の「コリンズ登録」は、着工後に監督員の確認を受け、着工後、速やかに登録機関に登録申請しなければならない。 5 福島県元請・下請関係適正化指導要綱関係 施工体制台帳については、福島県元請・下請関係適正化指導要綱第10に基づき、提出すること。 6 その他 準備期間内は、主任技術者又は監理技術者の配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行なうことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行なへばならない。なお、準備期間内に行なう準備は受注者の責任により行なうものとする。(準備期間確保工事) 工事の始期までの着工猶予期間は、主任技術者又は監理技術者の配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行なうことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行なへばならない。なお、着工猶予期間中に行なう準備は受注者の責任により行なうものとする。(フレックス工事)																							

7 現場環境改善(快適トイレの設置)	1 内容	<p>① 受注者は、現場環境改善の一環として、工事場所毎に設置するトイレのうち男女別に1基ずつ以下の(1)~(11)の仕様をすべて満たす快適トイレを設置することとする。ただし、快適トイレの設置が困難な場合は監督員と協議する。(12)~(17)の仕様については、満たしていればより快適に出来ると思われる項目であり、必須ではない。</p> <p>【快適トイレに求める標準仕様(全項目必須)】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 洋式便座 (2) 水洗機能(簡易水洗、屎尿処理装置付き含む) (3) 良い逆流防止機能(フラッパー機能) (必要に応じて消臭剤等活用・臭い対策を取ること) (4) 容易に開かない施錠機能(二重ロック等) (5) 照明設備(電源がなくとも良いもの) (6) 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能(耐荷重5kg以上) <p>【快適トイレとして活用するために備える付属品(全項目必須)】</p> <ul style="list-style-type: none"> (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示 (8) 入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等) (9) サニタリーボックス(女性専用トイレに必ず設置) (10) 鏡付きの洗面台 (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品 <p>【推奨する仕様、付属品(任意)】</p> <ul style="list-style-type: none"> (12) 室内寸法900mm×900mm以上(面積A=0.81m²以上ではない。幅・奥行き各900mm以上) (13) 摩音装置(機能を含む) (14) 着替え台 (15) 真気対策機能の多量化 (16) 簡単な室内温度の調整が可能な設備 (17) 小物置き場等(トレイツーペーパー予備置き場等) <p>② 受注者は、快適トイレの設置にあたっては、①の内容を満たす参考見積書(標準仕様、付属品の内訳を明示したもの)を添付し、規格・基準等の詳細について監督員と協議の上決定し、快適トイレ仕様チェックシート及び資料等(カタログなど)を施工計画書提出に合わせ提出する。</p> <p>③ 現場事務所等の屋内に設けるトイレには適用しない。</p> <p>快適トイレに要する費用については、当初契約時は計上していない。 月額の支出実態がわかる資料により、監督員と協議の上、51,000円/基・月を上限とし、設計変更の対象とする。 ただし、運搬費・設置費等は対象外とい、従来品相当額(10,000円/基・月)は差し引くものとする。 なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ合計2基までとする。</p>		
	2 設置に要する費用			
8 再生資源利用(促進)計画	1 再生資源利用計画書	受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画書を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならぬ。		
	2 再生資源利用促進計画書	受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。		
9 総合評価方式における技術提案書の確認	1 内容	<p>*総合評価方式(標準型・簡易型)における技術提案書に記載された事項の実施状況の確認について</p> <p>総合評価方式において、受注者が技術提案書に記載した事項の具体的な実施方法等を、施工計画書に「総合評価方式における技術提案事項の実施計画」として記載し、提出しなければならない。 なお、施工計画書に記載された「総合評価方式における技術提案事項の実施計画」については、実施状況について発注者の確認を受けなければならない。</p> <p>確認の方法については、「土木工事共通仕様書 Ⅲ編 2. 様式 第8号様式(確認書)」を用いて確認すること原則とする。</p> <p>また、技術提案事項の履行が確認できない場合は、工事成績評定において減点する場合があるとともに、入札参加資格制限措置の対象となる場合がある。</p>		